

ブロックに関する運営規程

(構成および名称)

第1条 『支部に関する運営規程』の定めに従い設置された地域支部を全国規模で分割し(海外支部を含まず)、分割された単位をブロックと称する。

(組織の位置づけ)

第2条 第1条の組織体は、同窓会本部と、同窓会活動の基盤である支部の間における情報伝達、意見交換、および意見集約を円滑にするとともに、所轄支部の活動をサポートし支部活動の安定的な維持と活性化の一助とするために設置するものである。

(ブロックの目的と活動)

第3条 各ブロックは、そのブロック内における支部相互の親睦と連帯意識の向上を図りながら同窓会本部、学校法人明治学院が設置する学校(テネシー明治学院高等部同窓会を含む)との相互協力関係、互惠関係に寄与する活動を常に考え、創案し、取りまとめ、同窓会本部に提案するとともに、それらに基づいた活動を行うことを目的とする。

(ブロックの設置と手続き)

第4条 (1) ブロックは下記の通り設置されているが、新規に設置するに当たっては支部委員会の承認と理事会の決定を必要とする。
①北海道 ②東北 ③北関東 ④関東埼玉 ⑤関東千葉 ⑥関東東京
⑦関東神奈川 ⑧甲信越 ⑨北陸 ⑩東海 ⑪近畿 ⑫中国四国 ⑬九州沖縄
(2) 前項に拘わらず、ブロック分割、合併等の必要が認められる場合には、
支部委員会と当該地域のブロック長、支部長と協議の上、支部委員会の承認と理事会の決定により変更することができる。

(ブロックの名称)

第5条 ブロックの名称は、前条の当該地域の一般的地域名を名称として『○○○○ブロック』とすることを基本とする。

(代表者並びに副代表者の設置)

第6条 ブロックには代表者1名を置き、その呼称は『ブロック長』とする。
また、ブロック長を補佐するものとして副代表者を置くこととし、その呼称は『副ブロック長』とする。
副ブロック長はブロック長の指名によるものとし、副ブロック長が複数の場合にはその内から1名を代表副ブロック長に指名し、ブロック内支部の支部長の承認を得るものとする。
ブロック長が何らかの理由により任務を遂行できない場合には、副ブロック長がブロック長の代理をするものとする。また、ブロック長の出席が義務付けられている同窓会本部が招集する会議等(全国ブロック長会議他)にブロック長が出席できない場合には、代わって出席することとする。

(ブロック長の選任並びに辞任)

7. 多くの支部会員が同窓会本部との手続きや折衝等を経験することが、長期的に安定かつ円滑な同窓会活動および支部運営に寄与するとの考えに基づき、ブロック長は所属支部からの代表者による交代制とする。なお、ブロック長に就任できる者は以下のとおりとする。
(1) ブロック内支部の支部長及び支部長経験者。
(2) 支部役員経験者(現職を含む)。
2. 選任並びに辞任は当該ブロック所属全支部の支部長による協議の上、総意を基本とし、その結果を支部委員会に報告する。

(ブロック長の任期)

第8条 ブロック長の任期は1期3年とし、2期を限度とする。ただし、所轄支部の支部長全員の同意がある場合には、特例として1期3年に限り延長することができる。

- きる。なお、この場合には所属支部の支部長全員の同意が得られたことが確認できる書面を支部委員会に提出するものとする。
2. 前任ブロック長の任期が終了したにもかかわらず、何らかの理由により後任ブロック長が選出されない場合には、当該ブロック所属全支部の支部長および支部委員会で協議の上決定する。

(ブロック長の兼務)

第9条 ブロック長は同窓会長、副会長との兼務はできない。

(ブロック長の権限)

第10条 ブロック長は、支部運営上支障をきたしている支部があった場合には速やかに現状を把握したうえで支部委員会に状況を報告し協議するとともに、当該支部に対し助言を行うことができる。

(ブロック長の責務)

第11条 (1) 同窓会本部および支部委員会召集の会合（全国ブロック長会、全国支部長会、その他）に出席し、所轄支部の状況報告、並びに協議を行う。

- (2) 必要に応じた地域ブロック会議の開催（原則として年1回）。
- ① ブロック会議への出席については、各支部より1名とし、幹事支部においては支部長を含む2名以内とする。ただし、ブロック長並びに支部長が交代の場合は2名出席できる。
- (3) 所轄支部の支部総会への出席。
- (4) 新規支部設立申請
所轄ブロック内における新規支部設立の申請を行う事が出来る。
なお、申請に当たっては『支部に関する運営規程』第2条に準じ、関係書類にブロック長は意見書を添えて会長宛てに申請する。
- (5) 支部長交代の承認と支部委員会への報告
その他の異動事項は、『支部に関する運営規程』第4条に準じて報告するものとする。
- (6) 支部総会出席報告書の本部への提出
- (7) 本部情報の支部への伝達、連絡

(本部のサポート活動)

- 第12条 (1) ブロック長の支部総会出席のための交通費、宿泊費、総会会合費の支給。
- (2) ブロック会議出席者に対する交通費、宿泊費の支給。
- (3) 同窓会本部からブロック長への情報発信
- ① 理事会議事録の送付
- ② 同窓会全般、学院全般の情報発信
- (4) 支部設立準備金の支給
同窓会本部は地域支部設立に際し3年間特別補助を行う。
なお、補助金の額については別表のとおり定める。
ただし、支部設立4年目以降は別途定める補助金を支給するものとする。

別表 1

初年度	:	支部会員総数 × 1.0 × 100円 + 一律 100,000円
二年度	:	支部会員総数 × 0.75 × 100円 + 一律 75,000円
三年度	:	支部会員総数 × 0.5 × 100円 + 一律 50,000円 (100円未満切り捨て)

但し、初年度補助の上限は500,000円とし、以降2年目は400,000円、3年目は350,000円を上限とする。

- (付則) 本規程は2012年6月21日理事会にて承認された。
本規程は2011年4月1日より遡り施行する。
本規程は2014年12月11日一部改定。
本規程は2014年12月11日の理事会にて承認された。
本規程は2014年4月1日より遡り施行する。